

鹿児島県介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護分野の人材不足の厳しい状況に対応するため、介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において介護サービス事業者等に対し交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。），令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実施要綱（令和7年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）及び令和7年度介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業等）交付要綱（令和7年12月25日厚生労働省老発1225第3号厚生労働事務次官通知別紙）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
実施要綱4(1)に規定された対象事業所の介護従事者に対する賃上げ、介護職員に対する賃上げの上乗せ及び職場環境改善に必要な費用として実施要綱に基づき算出された経費	<p>補助額=a×b</p> <p>a 基準月の介護報酬総額(基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。基準月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む。)</p> <p>b 交付率（別紙1表1・表2・表3）</p> <p>※ 1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

2 補助金額は、基準月（原則として令和7年12月とする。大規模改修や感染症蔓延等のやむを得ない事情により令和7年12月報酬が著しく低い場合や、令和7年12月サービス提供分が月遅れ請求となった場合には、各事業所の判断により、令和8年1月、2月又は3月の任意の月を基準月とすることができる。また、令和8年1月から3月までに新規開設した介護サービス事業所等については、原則として初回サービス提供月を基準月とするが、初回サービス提供月のサービス提供日数が著しく少ない等の場合には、各事業所の判断により、初回サービス提供月から令和8年3月までの間の別の月を基準月とすることができる。）の介護報酬総額から6月分の補助額を算出することとする。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り反映することとする。

(計画書の提出)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 総括表（別紙様式2-1・2-2）
- (2) 介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 個票（別紙様式2-3）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合、実施要綱8(5)に基づき、特別な事情に係る届出書（介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業）（別紙様式3）を知事に提出するものとする。

3 第1項の規定により提出した計画書の内容に変更（実施要綱8(4)の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。）が生じた場合、変更に係る届出書（介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業）（別紙様式4）に、変更後の計画書等を添付して知事に提出するものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書及び同規則第13条の事業実績報告書の提出については、事業者が基準月において提供したサービス分の介護報酬の請求を、鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に行い、かつ、前条に規定する計画書を提出することにより、当該請求のあった介護報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について、補助金等交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなす。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させことがある。

（交付の決定及び確定の通知）

第6条 知事は、第4条の規定により交付申請書及び事業実績報告書の提出がなされたものとみなした場合において、国保連から提供を受けた情報等に基づき、規則第4条及び第14条の規定による補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとする。

2 規則第4条及び第14条の規定に基づく交付決定及び確定の通知は、国保連から支払額通知書を介護サービス事業者等に送付することにより、これに代えることができるものとする。

(補助金の交付)

- 第7条 この補助金は、精算払により交付するものとする。
- 2 規則第16条第1項に規定する補助金の請求は、事業者が基準月において提供したサービス分の介護報酬の請求を国保連に行い、かつ、前条に規定する計画書を提出することにより、当該請求のあった介護報酬の額に基づき第2条に規定する方法により算定された補助金額について請求がなされたものとみなす。
- 3 この補助金は、法人ごとに、原則として、国保連又は鹿児島県との間の取引で使用するものとして届け出られている口座（債権譲渡されている事業所等の口座は除く。）のうち一つの口座に対し、支払（振込）を行うこととする。

(実施要綱に基づく実績報告)

- 第8条 実施要綱8(2)に基づく実績報告書については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（別紙様式5-1）
- (2) 介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書（施設・事業所別個表）（別紙様式5-2）
- 2 実施要綱8(2)に基づく実績報告書については、補助金の交付を受けた後に提出するものとし、提出期限は別に知事が定める日までとする。

(雑則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月28日から適用する。

別紙1

表1 表中の①から③は令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知における実施要綱の6（補助金の要件）に定められた要件

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表2 表中の①から③は令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知における実施要綱の6（補助金の要件）に定められた要件

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%

注 短期利用型サービスも含む。

表3

1 サービス区分	2 交付率 (うち賃金改善経費分)
(介護予防) 訪問看護	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

別紙様式2-1(処遇改善加算対象サービス 総括表)

提出先

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒 -		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 捎助金の支給要件及び使途

① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援

処遇改善加算を算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。

別紙様式2-3「①の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計
「○」は記載漏れがない場合、「×」は記載漏れがある場合を指します。

② 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

○訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムに加入している又は実績報告書の提出までに加入する見込みです。
 ○施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。
 (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムに加入する又は実績報告書の提出までに加入する見込みであることにより要件を満たすことができます。)
 ○介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。

別紙様式2-3「②の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計
「○」は記載漏れがなく、全ての事業所において要件を満たす場合、
「△」は記載漏れがないが、要件を満たさない事業所がある場合、
「×」は記載漏れがある場合を指します。

③ 介護職員の職場環境改善の支援(賃金改善に充てることも可能。)

生産性向上や協働化に係る取組を行っている(②を満たしている)又は令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を活用しています。

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。
(1つ以上の項目にチェック(✓))

- (ア)業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
- (イ)介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (ウ)業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)

別紙様式2-3「③の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計

【使途】(1つ以上の項目にチェック(✓)) 職場環境改善経費への充当又は賃金改善を行う方法

(一)賃金改善の実施

(二)職場環境改善経費への充当

(二)を選択した場合、その使途を
プルダウンから選択してください。

・実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を充てたかを報告いただきます。

・職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。

「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。

・職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。

・介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご活用ください。

・職場環境改善経費について、消費税仕入控除税額に充当することはできません。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
誓約したことで対応したこととみなした要件について、実績報告書の提出までに対応します。	—
補助金として給付される額は、①～③の使途のために全額支払います。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
都道府県のホームページ等で、補助金の提出先を確認しました。	—

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途	
①について、処遇改善加算を算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込み	—
②について、各サービスに係る要件を満たす	—
③について、各サービスに係る要件を満たす	—
③について、補助金の使途が示されている	—
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	—
別紙様式2-3(個票)	—
振込先として1つの事業所を選択している。	—
債権譲渡に関して未記入の項目がない	—

振込に関する情報

(別紙様式2-3から集計・転記)

都道府県	A 見込額(円)	①	②	③	B 振込先の事業所名	C Bの事業所が債権譲渡を行っており、別途口座を都道府県に登録する必要がある。
	0	0	0	0	未記入	いいえ

別紙様式2-2(処遇改善加算対象外サービス 総括表)

提出先

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒 -		
フリガナ			
書類作成担当者	連絡先	電話番号	E-mail

2 捧助金の支給要件及び使途

① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援

ケアプランデータ連携システムに加入している又は実績報告書の提出までに加入する見込みです。
社会福祉連携推進法人に所属しています。
処遇改善加算の対象外サービスについて、処遇改善加算IVに準ずる要件を満たす(又は満たす見込み)です。

別紙様式2-3「①の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象外サービス分について集計
「○」は記載漏れがない場合、「×」は記載漏れがある場合を指します。

別紙様式2-3「①の要件を満たす」の欄において、処遇改善加算の対象外サービスについて、処遇改善加算IVに準ずる要件を満たす(又は満たす見込み)と回答した場合(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(ア)・(イ) (任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)	
(ウ)職場環境等要件	・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は実績報告書の提出までに要件整備を行う誓約すること(「誓約」を選択。)。 ・「入職促進」に向けた取組、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)」のための取組のうち2以上の取組を実施すること。 ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、④の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)」のための取組の要件を満たすものとする。(④及び④の2を選択。)
区分	内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可) ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための取組	⑯厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	⑰現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
	㉕の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。
	㉖ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働きがいの醸成	㉗地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉘利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉙ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
誓約したことに対応したこととみなした要件について、実績報告書の提出までに対応します。	—
補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
都道府県のホームページ等で、補助金計画書の提出先を確認しました。	—

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途	
①について、要件を満たす	
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	
別紙様式2-3(個票)	
振込先として1つの事業所を選択している。	
債権譲渡に関して未記入の項目がない	

振込に関する情報

(別紙様式2-3から集計・転記)

都道府県	A 見込額(円)	①	②	③	B 振込先の事業所名	C Bの事業所が債権譲渡を行っており、別途口座を都道府県に登録する必要がある。
	0	0			未記入	いいえ

別紙様式2-3(個票)

法人名	
-----	--

補助金の見込額[円]		合計	うち、処遇改善加算 対象サービス分	うち、処遇改善加算 対象外サービス分
①～③の合計		0	0	0
(参考) ①～③の合 計額とは必 ずしも一致し ない。	うち、①+②部分	0	0	0
	うち、①部分	0	0	0
	うち、②部分	0	0	0
	うち、③部分	0	0	0

[記入の注意]
都道府県ごとに補助金の要件を満たす必要があり、都道府県ごとに振込先の指定方法等、様式等異なる場合もあるため、補助金の計算書は都道府県ごとで作成してください。
事業者の数が多い、1枚に記載できない場合は、適宜、行を加えてください。
扶助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護認定付障害等の振込先口座のうえでの振込とします。都道府県、法人、事業所ごとに振り込まれます。
扶助金の支払は、原則として、各都道府県の扶助金専用口座へ振り込みます。
振込先は、原則、届け付賃費等の扶助金請求権を有していない事業所を選択してください。
扶助金請求権を行っている事業所を振込先とする場合、
別途、都道府県の指定する様式で法人・事業所の振込先の口座情報を等を都道府県に届け出ください。

①介護従事者に対する幅広い賞上げ支援	<p>△) 過去改善加算の対象サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> -△) 過去改善加算取得(又は見込み)事業所が対象 △) 対外サービス(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等) -△) 過去改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業所やケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)の事業所等が対象
②生産性向上や協働化に取り組む事業所の介護職員に対する上乗せの賞上げ支援	過去改善加算の取得に加え、以下の要素を満たす事業者。 <ul style="list-style-type: none"> △) 訪問・通所サービス等、ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。 -△) 訪問、居住サービス等、多機能サービス、短期入所サービス等 -△) 生産性向上賞算1または2を取得(又は見込み)
③介護職員について、職場環境改善に取り組む事業所への支援 (介護職員等の賃上げ改善に担当可能)	知恵改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	令和7年12月の介護報酬総単位数 [単位](a)	1単位あたりの単価 [円](b)	①の要件を満たす	②の要件を満たす	③の要件を満たす	申請する組み合わせ	交付率(計)(%)	補助金の見込額(e)(a×b×c) [円]			国保連合会に登録している口腔のうち、被扶助者の希望を各都道府県で1つのみに「〇」。振込先ではない事業所には「-」。	振込先に選択した事業所が該当する場合、別途都道府県に振込口座情報を提供が必要。	
														①部分	②部分	③部分			
			都道府県	市区町村															
1														令和7年12月	未入力あり				
2														令和7年12月	未入力あり				
3														令和7年12月	未入力あり				
4														令和7年12月	未入力あり				
5														令和7年12月	未入力あり				
6														令和7年12月	未入力あり				
7														令和7年12月	未入力あり				
8														令和7年12月	未入力あり				
9														令和7年12月	未入力あり				
10														令和7年12月	未入力あり				
11														令和7年12月	未入力あり				
12														令和7年12月	未入力あり				
13														令和7年12月	未入力あり				
14														令和7年12月	未入力あり				
15														令和7年12月	未入力あり				
16														令和7年12月	未入力あり				

別紙様式3

特別な事情に係る届出書(介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業)

基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

1. 事業の継続を図るために、介護従事者の賃金を引き下げる必要がある状況について

当該法人の収支(介護事業に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2. 賃金水準の引き下げの内容

(記載欄)

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

(記載欄)

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

(記載欄)

令和 年 月 日

(法人名)

(代表者名)

別紙様式4

変更に係る届出書(介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業)

基本情報

フリガナ 法人名			
法人所在地	〒		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業に係る計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和	年	月	日
2 変更の概要				

令和 年 月 日

(法人名)
(代表者名)

別紙様式5-1(補助金)

提出先

介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業 実績報告書

1 基本情報

フリガナ			
法人名			
法人所在地	〒 -		
フリガナ			
書類作成担当者			
連絡先	電話番号	E-mail	

2 実績報告について

A 補助金の総額(BとCの合計がA以上となること)	0 円	<input checked="" type="checkbox"/>
賃金改善経費分(①及び②。Bが①と②の合計以上となること)	0 円	<input checked="" type="checkbox"/>
B 賃金改善の所要額(①及び②並びに③(賃金改善に充てた額に限る。))	円	
C 職場環境改善の所要額((ア)～(ウ)の合計) (③のうち、職場環境改善に充てた額)	0 円	
(ア)研修費	円	
(イ)介護助手等の募集経費	円	
(ウ)その他の金額	円	

D(ウ)「他の金額」に記載した場合の使途

対象となる要件		<input checked="" type="checkbox"/>
専門家の派遣費用		<input checked="" type="checkbox"/>

【記入上の注意】

- 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「〇」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
- I 補助金による賃金改善及び職場環境改善の総額が補助金による収入額以上となること。
- II 補助金による賃金改善の総額が補助金による賃金改善経費分以上となること。
- III 職場環境改善を、研修費、介護助手等の募集経費以外に充てた場合、その使途を記載すること。
- ②「賃金改善の所要額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- 「その他の金額」には、補助金の要件である「現場の課題の見える化」、「業務内容の明確化と役割分担」、又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの（専門家の派遣費用、会議費等）のみ充当することができる。
- 「その他の金額」に記載した場合において、対象となる要件が複数ある場合は、ブルタウンでは主な対象となる要件を選択し、その他の要件については、備考欄に記載すること。
- 本補助金を、介護テクノロジー等の機器購入費用に充てることはできないため、そのような使用が都道府県によって確認された場合、チェックリストに〇がついていても、要件を満たしていないと審査される可能性がある。

3 要件について

①申請時に処遇改善加算の算定又は処遇改善加算に準ずる要件を満たすことを誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応しました。	<input checked="" type="checkbox"/>
②申請時にケアプランデータ連携システムへの加入又は生産性向上推進体制加算の算定を誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応しました。	<input checked="" type="checkbox"/>
③申請時に職場環境改善の取組を行うことを誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応しました。	<input checked="" type="checkbox"/>
補助金を賃金改善に使用した場合、補助金以外の部分で賃金水準を引き下げていません。	<input checked="" type="checkbox"/>

【記入上の注意】

- やむを得ない事情により補助金以外の部分で賃金水準を引き下げた場合、下記備考欄に経緯の概要を記載すること。
(例:事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等)

備考欄

--

4 職場環境改善経費の消費税仕入控除税額について

職場環境改善経費に消費税額を含めていない、又は消費税仕入控除税額を除外しています。	<input checked="" type="checkbox"/>
職場環境改善経費に消費税額を含めており、かつ控除税額が報告書作成時に未確定の場合は、確定後に都道府県指定の様式で報告することを理解しました。	<input checked="" type="checkbox"/>

5 記載内容に虚偽がないことの誓約

<input checked="" type="checkbox"/> 実績報告書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。	<input checked="" type="checkbox"/>
令和 8 年 □月□日 法人名 代表者 職名	氏名

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 実績報告について

賃金改善及び職場環境改善改善の所要額の和が補助金の総額以上となること	<input checked="" type="checkbox"/>
賃金改善の所要額が補助金の賃金改善経費分の総額以上となること	<input checked="" type="checkbox"/>
職場環境改善を、研修費、介護助手等の募集経費以外に充てた場合、具体的な使途を記載していること	<input checked="" type="checkbox"/>

3 要件について

①申請時に処遇改善加算の算定又は処遇改善加算に準ずる要件を満たすことを誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応した。	<input checked="" type="checkbox"/>
②申請時にケアプランデータ連携システムへの加入又は生産性向上推進体制加算の算定を誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応した。	<input checked="" type="checkbox"/>
③申請時に職場環境改善の取組を行うことを誓約した場合、本実績報告書の提出までに対応した。	<input checked="" type="checkbox"/>
補助金を賃金改善に使用した場合、補助金以外の部分で賃金水準を引き下げていない	<input checked="" type="checkbox"/>

4 職場環境改善経費の消費税仕入控除税額について

職場環境改善経費の消費税仕入控除税額について、取扱いを理解した	<input checked="" type="checkbox"/>
---------------------------------	-------------------------------------

5 記載内容に虚偽がないこと等の誓約

誓約について、空欄の項目がない	<input checked="" type="checkbox"/>
-----------------	-------------------------------------

別紙様式5-2(補助金)

介護分野賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名	
提出先の都道府県における補助金額の合計(①、②及び③)[円]	0
うち、賃金改善経費分(①及び②)の合計[円]	0

【記入上の注意】
・本表に記載する事業所は、計画書の基本情報入力シートで当補助金を申請すると記載した事業所と一致しなければならない。
・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。